

船舶事故等調査報告書

平成23年12月22日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2011神第151号	
事故等種類	運航不能（主機冷却障害）	
発生日時	平成23年6月29日 23時15分ごろ	
発生場所	鳴門海峡南方沖 徳島県鳴門市所在の大磯埼灯台から真方位079° 2.2海里付近 （概位 北緯34° 11.2′ 東経134° 41.1′）	
事故等調査の経過	平成23年9月7日、本インシデントの調査を担当する主管調査官（神戸事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。	
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 引船兼交通船 第二十五 <sup>すみ</sup> 寿美丸、101.56トン 91324、有限会社吉永海運 B 台船 竜和 なし、不詳	
乗組員等に関する情報	機関長、五級海技士（機関）	
死傷者等	なし	
損傷	なし	
事故等の経過	A船は、船長、機関長ほか2人が乗り組み、鋼材約400tを積載したB船をえい航し、鳴門海峡南方沖を航行中、平成23年6月29日23時15分ごろ主機が過熱して運航不能となり、救助を要請して引船にえい航され、徳島県徳島小松島港に入港した。	
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 南東、風速 約6m/s 海象：うねり高さ 約1.2m	
その他の事項	A船は、主機が海水冷却式であり、主機過給機の冷却海水通路が牡蠣ガラで塞がれ、冷却海水流量が著しく減少して主機の冷却海水出口温度が上昇したが、冷却海水温度警報装置の温度検出器が故障していて警報装置が作動しなかった。 A船は、本インシデント発生の約15分前に主機の冷却海水出口温度及び冷却海水船外出口からの海水排出状況を目視点検したが、主機過熱の兆候を探知することができなかった。 A船は、主機冷却海水システムの整備を約6か月前に行っていた。	
分析	乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	あり あり なし A船は、鳴門海峡南方沖を航行中、主機過給機の冷却海水通路が牡蠣ガラで塞がれ、冷却海水流量が減少したことから、主機が過熱して運航不能となったものと考えられる。
原因	本インシデントは、夜間、A船が、鳴門海峡南方沖を航行中、主機過給機の冷却海水通路が牡蠣ガラで塞がれ、冷却海水流量が減少したため、主機が過熱したことにより発生したものと考えられる。	

参考	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 主機冷却海水系統の整備間隔を再検討すること。</li><li>・ 警報装置の作動テストを適宜実施すること。</li></ul>
----	---